

## 6月定例市議会

# 一般会計へ3億4,838万円を追加 市道舗装24路線を計上

6月定例市議会は、6月14日から23日までの10日間にわたって開会されました。

今定例会では、昭和51年度一般会計繰明許費計算書など5件の報告と、昭和52年度の一般会計をはじめ各会計の補正予算案、それに条例関係など15件の議案を審議し、都市公園条例を閉会中の継続審査に付したほかはいずれも原案どおり可決されました。

以下、今定例会から主なものについてお伝えします。

## 一般会計は総額

73億5,706万円に

今年度一般会計に3億4,838万2千円が追加され、歳入歳出それぞれ総額が73億5,706万3千円となりました。歳入の追加では、51年度からの繰越金が2億144万4千円と最も多く、次いで市税の7,291万2千円、それに市債、県支出金などとなっています。

また、歳出の補正としての主なものは次のとおりです。

○社会福祉費	208万2千円
(家庭奉仕員事務委託料、老人ク ラブ補助金等)追加	
○児童福祉費	653万円
(保育園、児童館の施設補修工事) (費等)	
○清掃費	304万7千円
(塵芥処理場及びし尿処理場の施 設管理費等)追加	
○農業費	1,784万8千円
緊急粗飼料増産総合対策事業、 (団体営農地開拓整備事業工事費) (土地改良区圃場整備事業費、負 担金及び農村総合整備事業費補 助金等)	
○林業費	2,111万5千円
(市民の森駐車場用地購入費) (等)	
○道路橋梁費	1億9,421万6千円
市道新設改良工事費。市道改良 (4路線、道路舗装24路線の工 事費及び清水橋ほか2橋梁新設 工事費等)	

## 都市計画税の納期は

7月、9月、12月、2月  
の4回です(納税通知書は今月上旬にお手元に  
届きます。)

○都市計画費	2,531万7千円
(長木川第7幹線及び舟場下水路工事費、墓地公園設備工事費等)	
○消防費	540万8千円
(消防車庫等の施設整備費等)	
○教育費	5,524万6千円
(上川沿小ブル新設工事費、花矢公民館白沢分館及び矢立地区コミュニティセンター新築事業費等)	
○災害復旧費	254万6千円
(過年発生安坂戸沢林道災害復旧工事費等)	

## 林道平内沢支線の工事 請負契約を締結

市では、林業の生産性の向上を図るために、林業構造改善事業を推進、その生産基盤の整備として、林道の新設や改良などを実行していますが、林道平内沢支線開

設工事は今定例市議会の議決のもと、佐藤建設株式会社(横岩、取締役社長、佐藤清治)と請負契約が締結され、6月末から工事が行われています。

総工費は、4,100万円(うち国、県の補助70%)で、延長1,660m、幅員4mの林道が今年12月末までに完成する予定となっております。

## 消防団員条例の 一部改正

現行の定年制のもとでは、幹部の異動がひんぱんに行われる結果、団員の士気の鼓舞に影響すること、また団員の定年を引上げて消防訓練達者の確保を図り消防団の運用を充実するため、つぎのように改正されました。

- 団長・副団長は60歳定年を任期4年
- 分団長・副分団長は定年60歳
- 部長・班長・団員は定年60歳(従前は55歳)

## 第一中の新築工事に着手

市立第一中学校新築のため整地工事が先月下旬から行われています。

同校は昭和2年に建てられたもので校舎の老朽がいちじるしいことから新築することになったものです。

この新築事業は、今年度から54年度までの3ヵ年継続事業として総工費約10億円で、総面積8,944平方mの鉄筋コンクリート3階建の本校舎を完成55年度は約1億3,200万円で体育館の建設をすることになっています。

今年度は、第1期工事として工事費2億8,616万8,000円で、平常授業に支障のないよう現校舎西側空地に普通教室1棟(面積2,439平方m)を建設することになっており、工事につい

ては6月10日の入札の結果、株式会社伊藤組(取締役社長・伊藤義助)に決定6月定例市議会の議決を得て、請負契約が結ばれました。また、電気工事は東北電気工業KK大館営業所(所長・加賀谷直志)に、給排水施設工事はKK異業所(代表取締役・異弘)がそれぞれ担当することになっております。



## 就業構造基本統計調査 にご協力を!

この調査は、昭和31年以来3年ごとに7月1日現在で実施されるもので、国民の仕事についてさまざまな視点からその実態を明らかにし、これからの経済や雇用に関する施策のための基礎資料とするための調査です。

このため、県で委嘱した24名の調査員が7月中旬各世帯にお伺いしますので、調査にご協力くださいようよろしくお願いします。

なお、調査票に記入していただいた事柄は、法律によって税金など他の資料として絶対使用されませんし、また、個人の秘密は厳重に守られます。



## 国保情報

No.23

### 高額療養費の申請は早目に!!

#### ◆ 高額療養費とは……

国保の加入者が同一の月に、同一の病院や診療所等で支払った一部負担金の額が1カ月に3万9千円(51年7月診療分までは3万円)を超えた場合にその超えた医療費を国民健康保険で負担する制度です。

#### ◆ 支給対象となる医療費は……

支給の対象となるのは保険診療分だけで、差額ベット料、暖房料、また、本人が頗んだ付添い看護料それに歯科で認められている差額徴収などは対象になりません。

#### ◆ 高額療養費をもらうには……

高額療養費の受給には、病院や診療所の領収書、

又は支払証明書と国民健康保険証、それに印鑑を持参のうえ、市役所厚生課へ申請してください。

#### ◆ 支払時期は……

病院、診療所からの請求明細書と照合しなければなりませんので、支払いは診療を受けた月から2カ月~4カ月後になります。

※ なお、詳しいことは市役所厚生課へおたずねください。

電話(42)1212 内線262番

